

<参考資料> 出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin16/category_j.html

(1) 就労目的で在留が認められる者（いわゆる「専門的・技術的分野」）

- ・ その範囲は「産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して個々の職種毎に決定。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

技術	機械工学等の技術者、システムエンジニア等のエンジニア
人文知識	企画、営業、経理などの事務職
国際業務	英会話学校などの語学教師、通訳・翻訳、デザイナー
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者で上記2つの在留資格に同じ
技能	外国料理人、外国建築家、宝石加工、パイロット、スポーツ指導者
教授	大学教授
投資・経営	外資系企業の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、会計士
医療	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師
研究	政府関係機関、企業等の研究者
教育	高等学校、中学校等の語学教師
・・・	「大卒ホワイトカラー、技術者」
・・・	「外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業」
・・・	「高度に専門的な職業」

(2) 身分に基づき在留する者（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

これら在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

(3) 技能実習 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

(4) 特定活動（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、ポイント制による優遇措置を受ける高度外国人材等）

「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

(5) 資格外活動（留学生のアルバイト等）

本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間等以内）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。